

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果及び意見を同条第9項及び第10条の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月26日

精華町監査委員 井上直樹

同 松田孝枝

令和5年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を精華町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和5年11月21日から令和6年3月26日まで

2 監査の対象

令和4年度に支出した補助金のうち、各課等における補助金の種別の中から、監査委員が任意に選定したものを対象とする。

※1 補助金は、負担金、補助及び交付金（節18）の補助金（細節2）に該当するものとする。

※2 補助金の種別とは、要綱等によって区別される補助金の種類をいう。

3 監査対象部局及び対象補助金

| 監査対象部局 | 補助金等名 |
|--------|-------------------|
| 自治振興課 | 精華町集会所等空調設備修繕費補助金 |

| | |
|------------------|------------------------------|
| 危機管理室 | 精華町自主防災組織活動助成金 |
| 総合窓口課 | 精華町証明書自動交付機導入補助金 |
| 社会福祉課 | 精華町民生児童委員協議会活動費等補助金 |
| 子育て支援課 | 精華町保育施設新型コロナウイルス感染症対策補助金 |
| 健康推進課 | 医療福祉等事業所物価高騰対策交付金 |
| 環境推進課 | 精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入事業補助金 |
| 農政課 | 精華町農産物ブランド化支援事業補助金 |
| 商工推進室 | 精華町事業者成長支援事業補助金 |
| 都市整備課 | 精華町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金 |
| 消防総務課 | 精華町消防団運営費助成 |
| 学校教育課 (教育支援室) | 精華町児童生徒修学旅行費等補助金 |
| 生涯学習課 | 精華町社会教育関係団体活動費補助金 |
| 議会事務局 | 政務活動費 |

4 監査の着眼点

合規性

- (1) 必要に応じて要綱等が整備されているか。
- (2) 精華町補助金等の交付に関する規則及び個別の要綱等に基づき、交付手続が適正に行われているか。
 - ア 補助金等の交付申請時に、必要な申請書類が期限内に提出されているか。
 - イ 補助金等の交付申請に係る補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、申請書類や現地調査等により審査しているか。
 - ウ 補助金等の交付又は不交付の決定をした時には、その決定内容や交付条件を、補助事業者等に速やかに通知しているか。
 - エ 補助事業等の完了後に、必要な報告書類が期限内に提出されているか。
 - オ 補助金等の額の確定後、当初の交付決定の金額と異なる場合は、補助事業者等へ通知をしているか。
 - カ 個別の要綱等に規定する手続が適正に行われているか。

(3) 補助金等の支出方法や交付時期は適正か。

ア 概算払の場合、補助金等の交付金額の確定後に精算をしているか。

イ 前金払の場合、補助金等の支出時に交付金額が確定しているか。

経済性・効率性

(1) 補助金等の算定方法は、合理的な基準によって定められているか。

(2) 補助金等の額が要綱等に定める方法によって計算されているか。

(3) 補助金等の申請、審査手続きの簡略化に努めているか。

有効性

(1) 補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及び交付条件に適合するかどうか、報告書類や現地調査等により審査しているか。

(2) 補助事業等の効果測定が適切に行われているか。

ア 補助事業等に適切な成果指標を設定しているか。

イ 成果指標や実績等に基づき、補助事業等の必要性を検証しているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し以下資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、令和6年1月19日、22日及び23日に関係職員から説明を聴取した。

【監査資料】

ア 補助金調査票

イ 補助金チェックシート

ウ 補助金交付について定めた要領や内規等

エ 調査票で指定した補助金交付事務に係る一連の書類

第2 監査の結果

1 補助金の監査に係る総括意見

今回の監査対象とした14件の補助金のうち、6件は新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格・物価高騰等に対応するため、臨時的に補助金制度が設けられたものである。社会情勢が急激に変化していく中で、国の政策や方針に基づき、住民や事業者等に対してきめ細やかな支援を実施してきた職員については、相当な苦労があったことが窺える。

一方で、そのような事情により、事務処理をするに当たり職員の意識としては、補助金を適正に執行することよりも、スピード感が重視されていたよ

うに見受けられ、本来行うべき審査や調査などが十分に行われていないものがあった。

他方、継続的な補助金においても、同様の状況が見受けられ、加えて、補助金の効果や必要性を検証することなく交付がされているもの、補助金額の算定根拠が不明確であるにもかかわらず長い間その見直しを行っていないものがあった。

補助金の交付に当たっては、住民の貴重な税金を財源とした公金であることを改めて認識し、全ての職員が、適正かつ誠実に事務処理を行うことを意識するとともに、本年度の監査対象としていない補助金についても、同様の状況が発生している可能性がないか積極的に検討し、全庁的な対応方針を整理することも検討されたい。

なお、今回の監査結果を踏まえ、補助金については次年度以降の監査においても、当該指摘事項等を引き続き注視していくこととするので、十分留意されたい。

以下では、共通的に見受けられた事項や補助金等の管理に係る全般的事項について記載することとする。

(1) 補助金等の支出方法（前金払・概算払）について【合規性】

補助金等の支出において、地方自治法に定める支出方法の特例である前金払及び概算払を行うに当たり、いずれの方法で行うかは、事業の性質により慎重に判断をすべきである。

この点について、令和元年度定期監査において、「概算払は、債務金額の確定前になされる支出であるため、事後においては精算を行い、概算払をした金額の過不足の有無を確認し、過渡しであったときには返納を、不足であったときには追加支払をするものであり、概算払をした場合は、概算払をした金額の過不足が無いときでも、必ず精算を行わなければならない。一方、前金払は、相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に、債務金額が確定している場合に限って行うことができ、しかも、その金額は契約又は法令によって確定されるものであり、後日不履行その他の事由によって客観的に金額の異動を生ずる場合のほかは、その本質上精算を伴わないものとされている。」との考え方が示されている。

今回監査の対象とした補助金において、本来、概算払が適当であるところ、前金払により支出されていたものがあった。

これらの制度の意味や違いを正確に理解するとともに、各課において適切な判断ができるよう、全庁的な指針等を設けることを検討されたい。

(2) 実績報告における収支決算書に係る証拠書類の確認について【合規性、経済性・効率性、有効性】

補助対象経費の支出が実在するものであることを確認するため、実績報告書に添付される収支決算書の審査に当たっては、原則として、領収書等、支出の事実を証する証拠書類を確認する必要がある。

この点について、監査の対象とした補助金について収支決算書の審査の状況を見ると、補助対象経費の支出に係る全ての領収書等を入手し、詳細に確認しているものから、収支決算書における収入及び支出の額及び内容に不自然な点があるにもかかわらず、提出された収支決算書を特段の検討を行わずに受け入れているものまで、その取扱いに差異が見受けられた。

補助金は公金である以上、収支決算書の審査をはじめ、補助金交付に係る一連の事務を厳格に行うことが求められるのは当然のことである。一方で、経済性・効率性の観点からは審査手続きの簡略化が求められることも事実であり、金額が少額なものを含め、全ての支出に対してまで領収書等の根拠資料を添付させることは、いたずらに事務の負担を増やすことになる。

他の自治体においては、金額等に一定の基準を設けることで審査を省略している例もあり、本町においても、統一的な基準を設けた上で、補助金の事業や補助事業者等の性質により、特例的に領収書の提出を省略できるような制度も検討されたい。ただし、収支決算書の内容に不自然な点がある場合には、領収書等の提出を求め、又は被補助者へのヒアリング等により、確認を行う必要があるのは当然の前提である。

そして、いずれの方法によっても、収支決算書の審査のために確認した領収書等の内容や被補助者へのヒアリング結果等について、確実に文書化して保存しておく必要がある。

(3) 補助事業の効果の測定及び補助金額の妥当性の検証について【経済性・効率性、有効性】

補助金はいったん補助事業が始まると、その継続について深い検討がされないまま漫然と補助事業が継続される懸念がある。したがって、時代や環境の変化に合わせて補助金交付の目的や必要性に変化がないか検討することが求められる。

この点について、監査の対象とした補助金の多くが効果の測定を行っておらず、指標や数値等のデータに裏打ちされた明確な効果ではなく、漠然とした効果の把握に留まっていた。

また、補助金額についても同様に、創設当時から見直されていないものがあり、算定根拠が不明確であるにもかかわらず、その補助金額が妥当かどうかの検証が全くされていなかった。

公金の支出である以上、補助金交付の費用対効果が最大となるよう努めることは当然であり、例えば、アンケートの実施による的確なニーズの把握や指標を設定した上での効果測定を行い、また、他の自治体における類似制度の実施状況も踏まえた上で、補助金の必要性や補助金額の妥当性については、可能な限り毎年度検証されたい。

2 各補助金に係る指摘及び意見

(1) 精華町自主防災組織活動助成金【危機管理室】

ア 交付申請、交付決定等の時期について

当該補助金は、自主防災組織が行う防災訓練等の活動に対し、年間5万円を限度として交付するものである。今回監査の対象とした南自主防災会については、令和5年3月6日に交付申請、同年3月8日に交付決定がされている。

当該補助金の目的は、自主防災組織の1年間の活動に対する支援であるが、こういった性質の補助金は、本来、年度の当初に事業計画書や収支予算書により審査をした上で、交付決定を行うことが一般的である。

この点について、本件の交付申請は3月にされており、1年間の活動が終わりに差し掛かる年度末に当該補助金の交付申請があるのは適切ではなく、交付決定や実績報告といった行為が形式的なものになっている。

危機管理室によると、当該自主防災組織が当年度の補助金の申請を忘れていたことが原因であり、改善を求めた一方で、今年度に限っては例外的にこれを認めたとのことである。

今後、このようなことがないように、制度の積極的な周知を行うとともに、適正な事務処理に努められたい。

イ 補助金の繰越について

収支決算書によると、南自主防災会の令和4年度の収支は、収入が80,001円（当該補助金の5万円を含める）、支出が22,308円であり、57,693円の繰越金が発生していた。地方自治法において補助金が公益上の必要性を前提としている以上、繰越金が発生するような場合は、当然に精算や返還をするべきである。加えて、本件の場合は、補助金交付額の5万円を超える繰越金が発生している。

補助事業者等は十分な財政状態にあったため、当該自主防災組織に対する交付に公益上の必要性があるのかどうか、慎重に検討すべきであった。

この点について、危機管理室は、各自主防災組織では高額な備品を購入するため、繰越金を基金のような形で積立していることがあり、そういった場合には、繰越金があるとしても補助金を交付しているとのことであった。積立がいつから行われていたかは定かではないが、少なくとも令和4年度の収支予算書及び収支決算書には前年度の繰越金の記載はなく、南自主防災会に積立金がいくらあるのか書類では確認できない。これでは、透明性に欠ける不適切な管理であると言わざるを得ない。

このような場合においては、町として自主防災組織の高額備品購入への補助の必要性を十分に議論した上で、当該補助制度とは別に高額備品購入に対する補助制度を設けるなどして、より適切な支援の方法を検討されたい。

(2) 医療福祉等事業所物価高騰対策交付金【健康推進課】

ア 交付決定に係る審査について

当該補助金は、エネルギー、食料品等の物価高騰による影響を受ける医療福祉等事業所に対する支援を目的とするものである。

補助金の対象者となるのは、令和4年11月30日時点において、町内に所在する、医療法、介護保険法等で定める病院、診療所、介護施設等を運営する者、居宅サービス事業、居宅介護支援事業等を実施する事業所を運営する者等であり、その他には、補助金の交付を受けるための基準や条件はない。

コロナ渦での物価高騰対策という緊急性に鑑み、補助金の手続きは簡素化されており、交付に至るまでの手続きは、交付申請書兼請求書を提出するのみとなっている。交付申請書兼請求書を除き、町に提出する書

類はない。つまり、交付決定に係る町の審査としては、当該書類のみで行われることになるが、当該書類に記載されている内容は、申請者名、申請額及び振込先のみであり、補助金を交付する必要性を判断するに当たり、実際に物価高騰によりどれだけの影響を受けているのか確認できる記載内容はなかった。

この点について、健康推進課は、事前に電話で補助事業者等に対し、物価高騰による影響についてヒアリングを行っているため、書類による確認は省略したとのことであった。

確かに、今回の物価高騰は社会全体に影響があり、当該事業所等にも少なからずその影響は及んでいたと考えられる。しかしながら、地方自治法上、補助金の交付は公益上の必要性があることが前提であり、その判断に当たり、各事業所が物価高騰によりどれだけの影響を受けているかについては、十分に調査する必要がある。

少なくとも今回においては、例えば電気料金であれば、前年との料金単価の差を確認する等の審査をすべきであり、それを証する書類等の提出を求めるべきである。仮に、電話での確認で済みますのであれば、そのやり取りを記録に残して保存しておくべきである。

イ 補助金額の算定について

補助金額は、施設の種類や規模に応じ、50万円又は10万円のいずれかとしている。

この点について、金額の算定根拠は、明確な算定根拠や他の自治体を参考にしたものではなく、前年度に実施の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る補助金を参考に設定したとのことであった。しかしながら、この2つの補助金は事務手続きや補助対象者は類似しているものの、補助の目的や交付時の社会情勢は異なっており、補助金額の設定には、施設ごとの実情を加味するなどして慎重に検討すべきである。

例えば、同様の補助金を実施している京都府においては、施設の病床数や定員1名当たりを単価として補助金額を算定している。

緊急性のある特殊な状況下であったことは否定しないが、住民に対する支援と比べ、事業者に対する支援にどの程度の緊急性が求められるか、他の自治体の動向も確認しながら必要性を検討し、また、補助金は公金であることを常に意識し、丁寧な制度設計に努められたい。

(3) 精華町農産物ブランド化支援事業補助金【農政課】

当該補助金は、精華町の特産品を活かした地域のブランド力強化を講じるため、品質の向上等を行う事業に対して、事業に係る経費の2分の1を、100万円を限度として支援するものである。

今回監査の対象とした農業生産法人華やぎ観光農園株式会社に係る補助金は、令和5年2月22日に交付申請書及び事前着手届の提出、同年3月2日に交付決定、同年3月6日に実績報告書の提出、同年3月8日に金額確定の通知がされている。

交付申請書及び実績報告書に添付された事業計画書及び事業完了実績書によると、事業の期間は令和4年4月1日から令和4年11月1日であった。つまり、本件は事業が完了した後に交付申請書及び事前着手届の提出がされていた。

補助金は、交付申請を行い、交付決定を受けてから補助事業に着手するのが一般的であり、町としては、補助目的を確実に達成させるために、事業着手前及び着手中にその内容が交付要件等に適合するかどうかを確認し、場合によっては適合するよう事業内容の修正を求めなければならない。

一方で、事務の効率化の観点からは、事業完了後に申請を受け、交付決定をすることも考えられるが、あくまで、補助金額が比較的少額で、申請件数が多数にのぼる場合など、例外的な場合に限るべきであり、仮に、そういった運用をするのであれば、その基準等について全庁的に統一して定めるべきである。

また、事前着手は、あくまで事前着手の届出を受けて町長が許可した以降の着手を認めるものであって、既に完了している事業に対して、当該届出をすることで遡って許可を追認する効果があるものではない。

当該補助金については、補助目的及びその性質において事業完了後の申請を認める余地があるとは考え難く、町の交付決定後、少なくとも事前着手許可後に補助事業を着手すべきである。

(4) 精華町事業者成長支援事業補助金【商工推進室】

交付申請書、事業計画書及び収支予算書に二重線による手書きの訂正があった。これらの書類は申請者の押印が省略されており、訂正に係る訂正印も押されていなかった。

押印の省略に係る町の運用としては、令和4年10月1日付で企画調整課

が通知している「二重線などで訂正された文書の取扱いについて」によると、二重線などで訂正された文書は、訂正印がある場合を除き、原則差替えとし、やむを得ない事情により差替えが難しい場合は、申請者の訂正の意思や内容を確認した上で、その確認方法、確認者及び確認日を当該書類に記録することとしている。

今回監査の対象とした補助金においては、この運用が守られていなかった。文書の訂正は、あらゆる不正につながりかねない極めて重要な行為のため、文書の受理や起案の回付時には、関係する職員が十分に確認を行い、やむを得ず訂正する必要がある場合は、慎重かつ適切な対応をするよう努められたい。

(5) 精華町消防団運営費助成【消防総務課】

ア 実績報告における収支決算書に係る証拠書類の確認について

当該補助金は、消防団員の視察研修、会議に係る物品、消防用備品や消耗品等の消防団の運営に要する経費について、一つの部当たり年間30,000円（消防操法大会の開催年は50,000円）を交付するものである。

実績報告の審査に当たっては、年度終了後に提出された実績報告書、収支決算書、活動報告書等の書類の確認により行われている。

令和4年度には、14の部に補助金が交付されており、例えば、第1分団第1部から提出された収支決算書の支出に係る記載は、以下のとおりであった。

| 項目 | 金額(円) | 備考 |
|----------|--------|-----------|
| 会議費 | 10,000 | 筆記用具の購入 |
| 消耗品費 | 20,000 | 潤滑剤・軍手の購入 |
| その他必要な経費 | 20,000 | 飲料水の購入 |
| 合計 | 50,000 | |

今回の監査において確認をした14の部のいずれにおいても、軽微な差はあるが、同様の内容となっていた。支出の金額はいずれも10円未満の端数なく記載されているが、物品の購入に当たり、このようなことは通常考えられず、加えて、これら支出の総額が補助金額と1円の差なく一致しており、不自然な収支決算書である。

それにもかかわらず消防総務課においては、収支決算書の内容を裏付ける領収書等の証拠書類の提出を求めることなく、当該書類をそのまま受け入れ、実績報告に係る審査を十分に実施していなかった。

この点について、消防総務課は、収支決算書の審査が不十分であることは認識しつつも、消防団を取り巻く環境として、団員のなり手が少なく、その人員の確保に苦慮している中で、消防団員の負担を少しでも減らしたいとの思いがあったことから、収支決算書等の修正や証拠書類の提出までは求めなかったとのことであった。

また、補助金の交付時期は、要綱において毎年5月と定められているところ、同じ理由により補助金の申請が遅れ、結果的に交付されたのは8月であった。

消防団という組織が、平常時・非常時を問わず住民の安心と安全を守るという重要な役割を担い、消防団員が本業等の合間を縫って活動に従事していることは承知しているが、補助金は町民の貴重な税金により賄われている公金であり、職員には、適正かつ誠実に事務を処理する責務があるということを再度認識し、行うべき審査や調査等が確実に実施されるよう、改善に向けて積極的に取り組まれない。

イ 補助金額の算定について

他方、補助金額についても、消防団ごとに団員数の偏りがあるにもかかわらず、全ての消防団で一律の金額になっている。当該補助金が消防団の活動に係る経費を助成するという目的であることに鑑みれば、補助金額の算定において団員数を考慮しないというのは、合理性に欠けている。

補助金の適正な執行に努めるとともに、現状の制度を見直し、実情に応じた適切な支援のあり方を積極的に検討されたい。